

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年4月17日(2014.4.17)

【公開番号】特開2013-158552(P2013-158552A)

【公開日】平成25年8月19日(2013.8.19)

【年通号数】公開・登録公報2013-044

【出願番号】特願2012-24402(P2012-24402)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 3

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月28日(2014.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

当り遊技中に開放される特別入賞手段を遊技盤に配置した遊技機において、

前記当り遊技の種類を決定する当り遊技決定手段と、

前記当り遊技が付与されているときに、遊技球を前記特別入賞手段へ入賞させるための遊技球の発射領域を指示する指示手段と、を備え、

前記当り遊技は複数種類あり、前記複数種類の当り遊技には、前記特別入賞手段の開放態様として、前記特別入賞手段を第1の開放時間で開放させる第1の開放態様と、前記特別入賞手段を前記第1の開放時間に比して長い第2の開放時間で開放させる第2の開放態様と、を有する当り遊技を含み、

前記指示手段は、

前記第1の開放態様で前記特別入賞手段が開閉されているときと、前記第2の開放態様で前記特別入賞手段が開閉されているときと、で前記遊技球の発射領域を指示する指示態様を異ならせることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記指示手段は、

前記第2の開放態様で前記特別入賞手段が開閉されているときは、前記第1の開放態様で前記特別入賞手段が開閉されているときと比較して、大きい指示態様で指示することを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記指示手段は、

表示演出を行う表示演出装置と、音声演出を行う音声演出装置と、発光演出を行う発光演出装置のうち少なくとも1つの演出装置を用いて、前記遊技球の発射領域を指示し、

前記第2の開放態様で前記特別入賞手段が開閉されているときは、前記第1の開放態様で前記特別入賞手段が開閉されているときと比較して、多くの演出装置を用いて指示することを特徴とする請求項1又は請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記第1の開放態様における前記第1の開放時間は、前記特別入賞手段に遊技球を入賞させ難い時間であって、遊技球を発射してから発射された遊技球が前記特別入賞手段に到

達するまでの時間よりも短い時間である一方、

前記第2の開放態様における前記第2の開放時間は、前記第1の開放時間よりも長く、少なくとも前記特別入賞手段に遊技球を入賞させるために必要な時間であって、遊技球を発射してから発射された遊技球が前記特別入賞手段に到達するまでの時間以上の時間であることを特徴とする請求項1～請求項3のうち何れか一項に記載の遊技機。

【請求項5】

前記当り遊技には、前記特別入賞手段の開放態様として前記第1の開放態様を有する第1の当り遊技と、前記特別入賞手段の開放態様として前記第1の開放態様と前記第2の開放態様とを有する第2の当り遊技と、を含み、

前記指示手段は、前記第1の当り遊技と前記第2の当り遊技において同一の開放態様で前記特別入賞手段が開放されるときの前記指示態様を同一とすることを特徴とする請求項1～請求項4のうち何れか一項に記載の遊技機。

【請求項6】

前記指示手段は、

前記第2の当り遊技が付与された場合、前記第1の開放態様で前記特別入賞手段が開放された後に前記第2の開放態様で前記特別入賞手段が開放される時点にて、前記第1の開放態様で前記特別入賞手段が開放されているときの指示態様とは異なる指示態様に変更することを特徴とする請求項5に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

上記問題点を解決するために、請求項1に記載の発明は、当り遊技中に開放される特別入賞手段を遊技盤に配置した遊技機において、前記当り遊技の種類を決定する当り遊技決定手段と、前記当り遊技が付与されているときに、遊技球を前記特別入賞手段へ入賞させるための遊技球の発射領域を指示する指示手段と、を備え、前記当り遊技は複数種類あり、前記複数種類の当り遊技には、前記特別入賞手段の開放態様として、前記特別入賞手段を第1の開放時間で開放させる第1の開放態様と、前記特別入賞手段を前記第1の開放時間に比して長い第2の開放時間で開放させる第2の開放態様と、を有する当り遊技を含み、前記指示手段は、前記第1の開放態様で前記特別入賞手段が開閉されているときと、前記第2の開放態様で前記特別入賞手段が開閉されているときと、で前記遊技球の発射領域を指示する指示態様を異ならせることを要旨とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の遊技機において、前記指示手段は、前記第2の開放態様で前記特別入賞手段が開閉されているときは、前記第1の開放態様で前記特別入賞手段が開閉されているときと比較して、大きい指示態様で指示することを要旨とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

請求項 3 に記載の発明は、請求項 1 又は請求項 2 に記載の遊技機において、前記指示手段は、表示演出を行う表示演出装置と、音声演出を行う音声演出装置と、発光演出を行う発光演出装置のうち少なくとも 1 つの演出装置を用いて、前記遊技球の発射領域を指示し、前記第 2 の開放態様で前記特別入賞手段が開閉されているときは、前記第 1 の開放態様で前記特別入賞手段が開閉されているときと比較して、多くの演出装置を用いて指示することを要旨とする。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項 4 に記載の発明は、請求項 1 ~ 請求項 3 のうち何れか一項に記載の遊技機において、前記第 1 の開放態様における前記第 1 の開放時間は、前記特別入賞手段に遊技球を入賞させ難い時間であって、遊技球を発射してから発射された遊技球が前記特別入賞手段に到達するまでの時間よりも短い時間である一方、前記第 2 の開放態様における前記第 2 の開放時間は、前記第 1 の開放時間よりも長く、少なくとも前記特別入賞手段に遊技球を入賞させるために必要な時間であって、遊技球を発射してから発射された遊技球が前記特別入賞手段に到達するまでの時間以上の時間であることを要旨とする。

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項 5 に記載の発明は、請求項 1 ~ 請求項 4 のうち何れか一項に記載の遊技機において、前記当たり遊技には、前記特別入賞手段の開放態様として前記第 1 の開放態様を有する第 1 の当たり遊技と、前記特別入賞手段の開放態様として前記第 1 の開放態様と前記第 2 の開放態様とを有する第 2 の当たり遊技と、を含み、前記指示手段は、前記第 1 の当たり遊技と前記第 2 の当たり遊技において同一の開放態様で前記特別入賞手段が開放されるときの前記指示態様を同一とすることを要旨とする。

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

請求項 6 に記載の発明は、請求項 5 に記載の遊技機において、前記指示手段は、前記第 2 の当たり遊技が付与された場合、前記第 1 の開放態様で前記特別入賞手段が開放された後に前記第 2 の開放態様で前記特別入賞手段が開放される時点にて、前記第 1 の開放態様で前記特別入賞手段が開放されているときの指示態様とは異なる指示態様に変更することを要旨とする。

【手続補正 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0206

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0206】

次に、上記実施形態及び別例から把握できる技術的思想を以下に追記する。

(イ) 前記打出指示手段は、前記第2の開放態様で特別入賞手段が開閉するとき、遊技球を発射させる遊技領域が前記第2遊技領域であることを指示することに加えて、第2遊技領域に遊技球を発射させるために遊技球を発射させるべき位置を説明する説明演出を行う。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0207

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0207】

(ロ) 当り遊技の終了後に、遊技球を発射させる遊技領域が前記第1遊技領域であることを指示する通常打出指示手段を備えた。